



No.152

平成30年 1月20日発行

# 路材協会報

## 路面標示材協会

東京都千代田区神田佐久間町3-27-1(大洋ビル)  
〒101-0025 Tel (03)3861-3656  
Fax (03)3861-3605

### 目 次

平成30年を迎えて.....	理事 花形 裕透...	1
会員会社一覧.....		3
リスクアセスメントについて.....	技術委員会...	4
事務局便り・余滴.....		16



### 平成30年を迎えて

理事 花形 裕透

平成30年を迎え、当協会活動につきましては、会員ならびに賛助会員の皆様、さらには関係各位よりの多大なご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2017年の日本経済は米国の金利上昇観測を主因とした、円安で輸出が好調なほか、インバウンド需要などで国内需要も堅調に推移し、国内総生産（GDP）は6期連続成長を続けています。日銀の金融政策決定会合では、景気は「緩やかに拡大している」との見方を維持。先行きも国内需要や輸出が増加基調をたどり、「緩やかな拡大を続ける」との見通しを

しています。しかし、国内需要も人手不足が続くもとの雇用、所得や労働環境の改善が必要となり、この先も予断を許さない現状です。

昨年の日本の製造業では、神戸製鋼所で10月上旬に製品のデータ改ざんが発覚、自動車業界では日産自動車やスバルで無資格検査の問題、その後も三菱マテリアルや東レ等も問題が浮上しています。かつては高品質で世界に認められた、日本製品の安全性やコーポレートガバナンスが問われることとなり、目に見えないところでこうした不祥事が起きてしまいました。製品製造に携わる当協会は法令順守をし、このような事がないよう取組んでまいります。

さて、平成28年中の交通事故死者数は67年ぶりに4千人を下回りましたが、諸外国と比べても、歩行中や自転車乗車中の事故や生活道路での子供や高齢者の事故率が依然高い状況となっています。「第10次交通安全基本計画」では、平成32年までに24時間死者数2,500人以下、平成32年までに死傷者数を50万人以下を目指しています。

交通事故による被害を減らすための重点的な対応として、高齢者及び子供の安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路における安全確保等が求められております。

交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項として、先端技術の活用推進、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進、地域ぐるみの交通安全対策の推進となっています。また、平成29年5月1日施行の自転車活用推進法など、協会での活動、役割が今後も重要となってまいります。

当協会の活動としては、通学路、事故危険箇所整備での路面標示のカラー化、自転車通行空間での矢羽型路面標示のカラー化等の整備で安心・安全な暮らしを支えてまいります。

また、自動車が自動走行できるための手助けとして、全国的な区画線の維持を行うことで今後、交通事故のない社会を目指す国の方針に合致することとなります。

さらに、本年3月に予定されています、JIS K 5665の改定では、黄色塗料の鉛・クロムフリー塗料が規定されるに伴い、同様にカラー塗料に関しても鉛・クロムフリー化製品のみでの供給となりますので、関係機関への申し入れを徹底するようお願い申し上げます。

最後になりますが、当協会は、尊い人命を守る交通安全対策と真摯に向きあい、協会員一丸となり、社会に貢献できるように研鑽してまいりますので、何とぞ関係各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

(アトムクス株式会社 花形 裕透)

## 路面標示材協会

### 会員会社

会社名	〒	住 所	電話/FAX
アトミクス(株)	174-8574	板橋区船渡3-9-6	03-3969-1552 03-3968-7300
大崎工業(株)	593-8311	大阪府堺市西区上89番地	072-272-1453 072-274-1810
(株)キクテック	457-0836	名古屋市南区加福本通1-26	0569-48-1146 0569-48-6440
信号器材(株)	211-8675	川崎市中原区市ノ坪160	044-411-2191 044-422-1543
神東塗料(株)	136-8611	江東区新木場4-3-17	03-3522-2353 03-3522-2365
積水樹脂(株) 交通・景観事業部	105-0022	港区海岸1-11-1 (ニューピア竹芝ノースタワー 5階)	03-5400-1847 03-5400-1804
大洋塗料(株)	144-0033	大田区東糎谷6-4-18	03-3745-0111 03-3743-9161
(株)トウベ	592-8331	大阪府堺市西区築港新町1-5-11	072-243-6445 072-243-6407
日本ライナー(株)	135-0007	江東区新大橋1-8-11 三井生命新大橋ビル7階	03-5638-7431 03-5638-7434
レーンマーク工業(株)	731-1142	広島市安佐北区安佐町 大字飯室字森城6864-18	082-835-2511 082-835-2513

### 賛助会員会社

会社名	〒	住 所	電話/FAX
日本ガラスビーズ協会	103-8321	中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル8F	03-3246-7754 03-3246-7756
日本ゼオン(株)	100-8246	千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービルディング	03-3216-2342 03-3216-0504
東邦顔料工業(株)	174-0043	板橋区坂下3-36-5	03-3960-8681 03-3960-8684
キクチカラー(株)	174-0041	板橋区舟渡2-4-1サンマートビル2階	03-5916-2881 03-3965-8156
(株)エヌ・アイ・シー	541-0041	大阪市中央区北浜2-3-6(北浜山本ビル7F)	06-6232-2123 06-6232-0115
丸善油化商事(株)	104-0042	中央区入船2-1-1(住友入船ビル6階)	03-3551-1647 03-3551-1426
大日精化工業(株)	103-8383	中央区日本橋馬喰町1-7-6	03-3662-7111 03-3669-3924
早川商事(株)	103-8350	中央区日本橋小舟町6-1	03-3662-6711 03-3662-1657

# リスクアセスメントについて

路面標示材協会 技術委員会

## はじめに

労働安全衛生法の一部を改正する法律が、平成26年6月25日に公布されました。改正項目は7項目あり、そのうちの1項目がリスクアセスメントの義務化として公布されました。ここでは労働安全衛生法、リスクアセスメントについて紹介します。

## 1. 労働安全衛生法

労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することを目的として、昭和47年に労働基準法から分離独立し制定されました。

安全＝危険の防止（主に工業的業種）、衛生＝健康障害の防止（全業種）を対象として主に以下の3点について規定されています。

- (1) 危険防止基準の確立（危険・健康障害を防止するために事業者に一定の義務を負わせる等）
- (2) 事業場内における責任体制の明確化（衛生管理者、総括安全衛生管理者等の選任・届出等）
- (3) 事業者の自主的活動の促進

## 2. 労働安全衛生法の改正

化学物質による健康被害が問題となった胆管がんの事例や精神障害を原因とする労災認定件数の増加などの社会情勢の変化と労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を目的に、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が平成26年6月25日に公布されました。

主な改正項目は以下のとおりです。

- (1) 化学物質についてのリスクアセスメント実施義務

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（663物質）による危険性又は

有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とします。

## (2) ストレスチェック実施等の義務

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を事業者の義務とします。（従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とします。）

検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することを事業者の義務とします。

## (3) 受動喫煙防止措置の努力義務

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることを事業者の努力義務とします。

## 3. リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、まず初めに作業場における危険性又は有害性を特定します。次に、特定した危険性又は有害性による健康障害を含む労働災害の重篤度（災害の程度）と、その災害が発生する可能性の度合を組み合わせることでリスクを見積もります。更に、その大きさに基づいてリスクを低減するための対策の優先度を決めた上で、リスクの低減措置を検討し、その結果を従業員・作業員等に周知し、記録することをいいます。

対象となる事業場は、業種・事業規模に関わらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場となります。製造業、建設業だけでなく、清掃業、小売業、医療、福祉業など、様々な業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。リスクアセスメントの実施義務の対象物質は、安全データシート（SDS）の交付義務の対象である663物質です。事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているか確認する必要があります。

#### 4. リスクアセスメントの実施時期（安衛則第34条の2の7第1項）

施行日（平成28年6月1日）以降、以下に該当する場合に実施します。法律上の実施義務と指針による努力義務があります。

##### 4-1. 法律上の実施義務

- ① 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき。
- ② 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき。
- ③ 前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき。

※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など。

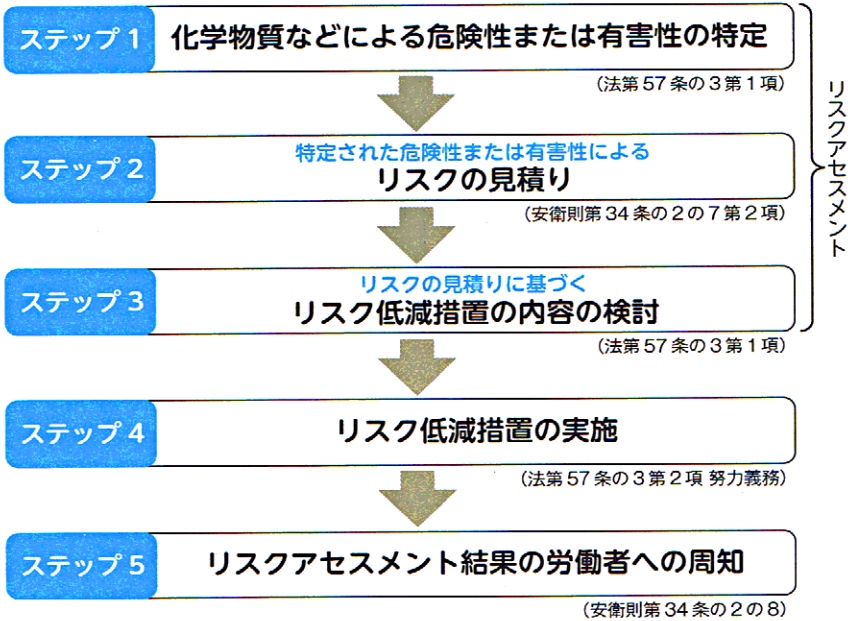
##### 4-2. 指針による努力義務

- ① 労働災害発生時 ※過去のリスクアセスメントに問題があるとき。
- ② 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき。
- ③ 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき。

※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にリスクアセスメントを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合。

## 5. リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは、以下のような手順で進めます。



### 5-1. ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDSに記載されているGHS分類などに則して危険性または有害性を特定します。

<危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き>

<b>【炎】</b>  可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	<b>【円上の炎】</b>  支燃性/酸化性ガス 酸化性液体・固体	<b>【爆弾の爆発】</b>  爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
<b>【腐食性】</b>  金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	<b>【ガスボンベ】</b>  高圧ガス	<b>【どくろ】</b>  急性毒性 (区分1~3)
<b>【感嘆符】</b>  急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性 (区分2) 眼刺激性 (区分2A) 皮膚感受性 特定標的臓器毒性 (区分3) など	<b>【環境】</b>  水生環境有害性	<b>【健康有害性】</b>  呼吸器感受性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1~2) 吸引性呼吸器有害性

< GHS 国連勧告に基づく SDS の記載項目 >

1	化学品および会社情報	9	物理的および化学的性質 (引火点、蒸気圧など)
2	危険有害性の要約 (GHS 分類)	10	安定性および反応性
3	組成および成分情報 (CAS 番号、化学名、含有量など)	11	有害性情報 (LD50値、IARC 区分など)
4	応急措置	12	環境影響情報
5	火災時の措置	13	廃棄上の注意
6	漏出時の措置	14	輸送上の注意
7	取扱いおよび保管上の注意	15	適用法令 (安衛法、化管法、消防法など)
8	ばく露防止および保護措置 (ばく露限界値、保護具など)	16	その他の情報

5-2. ステップ2 リスクの見積り

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次の(1)~(3)のいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行います。(危険性については(1)と(3)に限ります)

(1) 定性的方法 (健康障害の発生可能性とその重篤度を考慮)

- ①マトリックス法
- ②数値化法
- ③枝分かれ図を用いた方法 (リストグラフ)
- ④コントロール・バンディング法
- ⑤プロセス災害を見積もる方法 (主に危険性について)

(2) 定量的方法 (ばく露の程度と有害性の程度を考慮)

- ①作業環境濃度の測定 (許容濃度等との比較)
- ②ECETOC TRA (Targeted Risk Assessment tool)
- ③EMKG - EXPO - TOOL
- ④あらかじめ尺度化した表を使用する方法 (指針では定性的方法として例示)

(3) 上記に準ずる方法

- ①労働安全衛生法関係法令に規定する化学物質の場合、各規程の履行状況を確認。
- ②その他危険物と同様の危険性を有する化学物質等の場合、労働安全衛生規則第4章等の各規程を確認。



「コントロール・バンディング」は簡易なリスクアセスメント手法です。

これは、ILO（国際労働機関）が、開発途上国の中小企業を対象に、有害性のある化学物質から労働者の健康を守るために、簡単で実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した化学物質の管理手法です。

厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」で、支援システムを提供しており、サイト上で必要な情報を入力すると、リスクレベルと、それに応じた実施すべき対策と参考となる対策シートが得られます。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras\\_start.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html)

なお、対策シートはリスク低減措置の検討の参考としていただく材料です。換気設備、保護具などの必要性について検討いただくとともに、より詳細なリスクアセスメントに向けたスクリーニングとしても使用することが可能です。

コントロール・バンディングの一部を紹介します。

まず初めに、化学物質名、作業内容（貯蔵及び保管、塗装等）、作業人数（10人未満、10～49人、50～99人、100～299人、300人以上）、GHS分類区分、液体・粉体、（液体の場合は沸点と取扱温度、粉体の場合は物理的性状）、取扱単位を入力します。（図-1、図-2参照）

Step1 > Step2 > Step3 > Step4

ステップ1:リスクアセスメントを行う作業

まず始めに、リスクアセスメントを行う作業を決めます。

- ・どこで行っている、どのような作業か
  - ・何人で行っているか
  - ・取り扱っている化学物質は何か またその性状はどのようなものか
- 有害性情報がわかるもの(容器に表示されたラベル、SDSなど)もご用意ください。

※は必須項目です。

タイトル	<input type="text" value="○○○○用塗料"/>
担当者名	<input type="text" value="△△△△"/>
作業場所	<input type="text" value="屋外"/>
作業内容 ※	<input type="text" value="塗装"/>
作業者数 ※	<input type="text" value="10人未満"/>
液体・粉体 ※	<input type="radio"/> 液体 <input checked="" type="radio"/> 粉体
化学物質数 ※	<input type="text" value="1"/>

※本サイトでは、入力情報の収集・蓄積を行っていません。

図-1 ステップ1：リスクアセスメントを行う作業

Step1 > Step2 > Step3 > Step4

ステップ2:作業状況

どのような化学物質を、どのような状況で、どの程度の量、取り扱っているかを、それぞれの化学物質ごとに入力します。

※は必須項目です。

政令番号: 化学物質名称 ※	<input type="text" value="9-191:酸化チタン"/>	<input type="button" value="一覧から選択"/> <input type="button" value="反映"/>
GHS分類区分 ※	<input checked="" type="radio"/> 選択 (GHS分類区分を入力するための表が開きます。)	
物理的性状 ※	<input checked="" type="radio"/> 微細な軽い粉体(例:セメント、カーボンブラックなど) <input type="radio"/> 結晶状・顆粒状(例:衣類用洗剤など) <input type="radio"/> 壊れないペレット(例:錠剤など)	
取扱量単位 ※	<input type="radio"/> ton(取扱量ランク:多量) <input checked="" type="radio"/> kg(取扱量ランク:中量) <input type="radio"/> g(取扱量ランク:少量)	

※「GHS分類区分」「沸点」「取扱温度」の入力がないものは評価の対象となりません。  
(その化学物質は有害性が無いものとして取り扱います。)

図-2 ステップ2：作業状況

Step1 > Step2 > **Step3** > Step4

ステップ3:化学物質のランク及びリスクレベル

化学物質ごとの有害性ランク、揮発性・飛散性ランク、取扱量ランクと、リスクレベルを表示します。

《作業名》	塗装
リスクレベル	2

《化学物質名》	9-191:酸化チタン
有害性ランク	A
飛散性ランク	大
取扱量ランク	中量
リスクレベル	2

戻る 次へ

図-3 ステップ3：化学物質のランクおよびリスクレベル

Step1 > Step2 > Step3 > **Step4**

ステップ4:作業のリスクレベルと対策シート


その作業のリスクレベルと対策すべき事項を表示します。




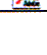
また、レポート及び対策シートをPDFで提供します。

リスク低減対策をご確認ください。

リスクレベル	実施すべき事項
2	工学的対策の実施 1) 局所排気装置等の装置と維持管理 2) 可能な限りの密閉化 など

レポート及び対策シートをご確認ください。

レポート	
------	---

作業名	対策シート表題	シートNo	
一般原則	局所排気装置	200	
一般原則	層流ブース	202	
一般原則	プッシュプル型換気装置	202a	

戻る 次の作業を入力する 終了

図-4 ステップ4：作業のリスクレベルと対策シート

入力が完了すると、その作業のリスクレベルと対策すべき事柄が「リスクアセスメントレポート」として表示され、対策シートが作成されます。(図-3、図-4参照)

リスクアセスメントレポートについて

リスクレベル：1～4の数字で、数字が大きいほどリスクレベルが高くなります。

S：皮膚や眼に対する刺激性がある場合に表示されます。

有害性ランク：A～Eで、AよりEのほうが有害性は高くなります。

揮発性ランク：大、中、小で示されます。

飛散性ランク：大、中、小で示されます。

リスクレベル毎のリスク低減対策（実施すべき事柄）

### 5-3. ステップ3 リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。

次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。

(1) 危険性または有害性のより低い物質への代替（路面標示用塗料1種B・2種Bから、1種A・2種Aへの変更や、有鉛黄色から鉛クロムフリー黄色へ変更等。）

化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減

※ 危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。

(2) 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策  
または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策。

(3) 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策。

(4) 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用。

#### 5-4. ステップ4 リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

リスク低減措置の実施には、例えば次のようなものがあります。

- (1) 危険有害性の高い物質から低い物質に変更します。

物質を代替する場合には、その代替物の危険有害性が低いことを、GHS区分やばく露限界値などをもとに、しっかり確認します。

確認できない場合には、代替すべきではありません。危険有害性が明らかな物質でも、適切に管理して使用することが大切です。

- (2) 温度や圧力などの運転条件を変えて発散量を減らします。

- (3) 化学物質などの形状を、粉から粒に変更して取り扱います。

- (4) 衛生工学的対策として、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良します、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付けます。

- (5) 全体換気により作業場全体の気中濃度を下げます。

- (6) 発散の少ない作業手順に見直す、作業手順書、立入禁止場所などを守るための教育を実施します。

- (7) 防毒マスクや防じんマスクを使用します。

使用期限（破過など）、保管方法に注意が必要です。

#### 5-5. ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への周知

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に周知します。

- (1) 周知事項

- ① 対象物の名称
- ② 対象業務の内容
- ③ リスクアセスメントの結果（特定した危険性または有害性、見積もったリスク）
- ④ 実施するリスク低減措置の内容

(2) 周知の方法は以下のいずれかによります。

※SDS を労働者に周知する方法と同様です。

① 作業場に常時掲示、または備え付け

② 書面を労働者に交付

③ 電子媒体で記録し、作業場に常時確認可能な機器（パソコン端末など）を設置

(3) 法第59条第1項に基づく雇入れ時の教育と同条第2項に基づく作業変更時の教育において、上記の周知事項を含めるものとします。

(4) リスクアセスメントの対象の業務が継続し、上記の労働者への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存しておきます。

## 6. おわりに

従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査・分析して、防止策を構築する手法が一般的でした。リスクアセスメントを用いた手法は、事前に危険性又は有害性を特定し、労働災害（健康障害を含む）の重篤度（災害の程度）とその災害が発生する可能性の度合を組み合わせることでリスクを見積もり、リスクの低減措置を行います。職場に潜在的に存在する危険性と有害性を事前に把握し、低減措置を行うことにより労働災害が発生しない快適な職場作りを目指しましょう。

## 出展

- ・(株)アクティブアンドカンパニー 人材マネジメント用語集について
- ・厚生労働省パンフレット

「労働災害を防止するためのリスクアセスメントを実施しましょう」

(文責 アトミクス株式会社 宮本 勉)

# 路面標示材料（緑本）

JIS K 5665：2008「路面標示用塗料」改訂に伴う最新の規格・基準や、新施工法に合わせた第5版。

（内容）

## 第Ⅰ部 基礎編

路面標示用塗料の概要  
路面標示用塗料の原料  
路面標示用塗料の試験項目と試験方法  
路面標示用塗料の施工法  
路面標示用塗料などの取扱い上の注意事項  
路面標示用塗料の塗膜面に生じる欠陥と対策  
高視認性標示  
水系路面標示用塗料  
路面標示塗料用ガラスビーズ  
路面標示の反射輝度値  
その他の路面標示用材料（貼付け式、埋設式、等）

## 第Ⅱ部 応用編

プライマーの効果  
路面標示用塗料の黄色  
路面標示の夜間視認性  
すべり摩擦係数と路面のすべり  
安全を守るための関係法視  
路面標示のクラック  
路面標示用塗料のピンホール、ふくれ  
路面標示の汚れ  
塗膜の変形（溶融用）  
路面標示用塗料（1種、2種）のにじみ  
熱履歴による溶融型塗料の品質低下

B5版 約230頁（頒価2,800円）（送料共）

※ JIS K 5665：2018「路面標示用塗料」改訂予定に伴い、2018年末改訂版（第6版）を発行する予定。

# 路面標示用語（改訂版）

## 1. はじめに

路面標示業界（標示工事業も含めて）でよく使われる「言葉」、即ち専門用語あるいは中間言葉、隠語符牒の類をできるだけ多く集めて解説を加えた、「用語解説書」。

## 2. 解説の基本方針

- ①解説の基本態度はできるだけ不偏であること。
- ②解説に当っては実現性と合理性を重視する。
- ③表現は、平易と簡潔とすること。
- ④解説に複数の意見があるときは、委員会の合議にかけ調整すること。
- ⑤追加用語については、その説明の根拠を明確にすること。

B5版約60頁（頒価1,500円）（送料共）

申込みは **路面標示材協会事務局**  
下記FAXにてお願いいたします。

東京都千代田区神田佐久間町3-27-1  
大洋ビル  
(TEL.03-3861-3656)  
(FAX.03-3861-3605)

		申込日	平成	年	月	日
【住所】（〒 - ）		部	材料			
【会社名】			冊			
【部署名】		数	用語集			
【お名前】			冊			
【TEL】						
【FAX】						
お支払い方法	請求書必要					

1. 「路面標示材協会宣言」に基づき、路面標示材塗料中の鉛廃絶に関して関係先様への周知行動を継続しました。
2. 会員の異動
  - (1) 正会員
    - 信号器材株式会社の当協会理事は、前島敏雄氏から齋藤明氏に代わりました。
    - 積水樹脂株式会社の当協会業務委員は、白井貴紀氏から日向野雅彦氏に代わり、副委員長に就任しました。
  - (2) 事務局
    - 事務局長 松田時雄は、専務理事に昇任しました。
3. 委員会活動
  - 業務委員会
    - 路材協会報 No.150で発表しました「塗料中鉛廃絶にかかわる路面標示材協会宣言」に基づいて、廃止への理解を得るため会員外関係先に情報提供活動を継続しました。
    - 平成29年度路面標示用塗料の全国需要調査を行いました。
  - 技術委員会
    - (一社)日本塗料工業会の下、鉛・クロムなどの有害な重金属を用いない「JIS K5665路面標示用塗料 改正JIS原案作成委員会」に参画し、原案作成を行いました。工業標準化法に基づく手続きを経て、2018年3月公示、1年間の猶予後2019年4月から施行される予定です。
    - 路材協会報No.152号に、「リスクアセスメント」についての紹介をおこないました。
    - 関係先、ユーザー、一般市民からの路面標示用塗料に関するご質問、ご意見、ご要望等について適宜対応しております。

#### 余滴

「ゾーン30」の整備状況について

2017年12月7日、警察庁は、住宅街の車の最高速度を時速30キロに制限する「ゾーン30」の整備状況は、2016年度末までの6年間で全国3105カ所に整備、その結果、車の走行速度は3キロ近く抑えられ、整備後の交通事故は、整備前より2割強減ったとの導入効果を発表しました。

2017年度は332カ所新たに整備される予定です。2016年度末までに整備された「ゾーン30」のうち、路側帯を拡張し車道の幅を狭くしたり、ハンプ等の物理的な対策が施されたのは全体の約4%であり、物理的な対策を施すことによって更なる事故削減が期待されることから、警察庁は自治体に対策を促す方針といわれる。

当協会としても、「ゾーン30」の整備促進、交通事故対策に大いに係りをもって交通安全に貢献して参りたいと思います。

路面標示材協会

TEL : 03-3861-3656

FAX : 03-3861-3605

<http://www.rozaikyo.com> E-mail : [info@rozaikyo.com](mailto:info@rozaikyo.com)